

2027年度 早稲田大学法科大学院  
法学既修者試験 論述試験  
刑事訴訟法  
( 評価のポイント )

---

【評価のポイント】

本問は、伝聞法則の問題についての理解を問うものである。

解答にあたっては、まず、刑事訴訟法 320 条 1 項（伝聞法則）の趣旨と、同項によって排除される証拠（伝聞証拠）の意義を明らかにする必要がある（後者に関しては、一般に、「公判期日外の原供述をその内容の真実性を証明するための証拠として使用する」場合に当該供述証拠は伝聞証拠に該当するとされる）。そのうえで、(1) (2) における A の証言の証拠能力を検討することになる。

(1) については、立証事項（要証事実）は、「X…… [が V に] ストーカーのようなこと」をしていたことであると考えられる（そこから、X が V に性的な関心をもっていたことが推認される）。そうすると、A の証言は伝聞証拠（伝聞証言）に当たることになる。そこで、伝聞例外の規定（「被告人以外の者の……公判期日における供述〔本問では、A の証言〕で被告人以外の者の供述〔本問では、V の供述〕をその内容とするものについては、第 321 条第 1 項第 3 号の規定を準用する」とする刑事訴訟法 324 条 2 項）によって証拠能力が認められないかが問題となる。

他方、(2) については、立証事項は、V が X を嫌っていたことであると考えられる（そこから、X との性交に V が同意することはなかったと推認される）。そうすると、A の証言中の V の供述は、いわゆる「現在の心理状態の供述」に当たり、通説によれば、非伝聞とされることになる（現在の心理状態の供述を伝聞証拠とする有力説に立つ場合には、(1) と同様、伝聞例外の規定によって証拠能力が認められないかが問題となる）。

なお、本問と類似の事例に関する判例として、最判昭和 30 年 12 月 9 日刑集 9 卷 13 号 2699 頁がある。

本問で問われているのは、学部の刑事訴訟法の授業では必ずとり上げられ、教科書でも必ず触れられている基礎的事項である。したがって、入試のために特別な勉強をする必要は全くない。講義を聴き、教科書を丁寧に読んでいれば、解答を導くことができる問題である。

以上